



各地域の特性や取組の進捗状況にあわせて、
地域固有の多様な景観づくりが行えるよう、支援します。

多様な景観づくりの機運の醸成

例えばこんな施策を展開します

- ◆自然公園や知床世界自然遺産、北海道遺産などの景観資源やそれを眺めることができる場所などの情報を発信します。
- ◆景観づくりの取組事例について情報を発信します。

地域固有の多様な景観についての情報が行き渡り、各地域で景観づくりへの関心が高まっていきます。

協働の体制づくり

例えばこんな施策を展開します

- ◆景観整備機構、景観協議会の設置を進めます。
- ◆企業が地域の景観づくりを支援する体制づくりを進めます。
- ◆景観協定の活用に関する情報を発信します。
- ◆花や樹木を住民が協働で育てる活動を支援します。

景観づくりに関する情報が広く共有され、協働のための体制がつくられていきます。

多様な景観づくりの取組への支援

例えばこんな施策を展開します

- ◆市町村が良好な景観の形成に向けた施策を進めることができるよう、必要な助言を行います。
- ◆景観づくりについてアドバイスを受けられる環境を整えます。
- ◆空き店舗の活用や、周辺との調和が図られた広告など、賑わいのある商店街への再生の取組を支援します。
- ◆市町村において、屋外広告物に係る自主的なルールを策定できるよう、必要な情報を提供します。

必要な地域で景観のルールづくりが進められていきます。

また、各市町村において、主体的に景観づくりが取り組まれていきます。



「景観整備機構」、「景観協議会」、「景観協定」とは……

平成16年に制定された景観法では、地域が自ら景観づくりの取組を進めるための支援制度が盛り込まれています。

「景観整備機構」は、地域で活動する公益法人、NPO法人などを景観行政団体が指定し、公的に位置づけることで、民間団体や住民の主体的・自発的な景観づくりを推進するものです。

「景観協議会」は、景観行政団体や公共施設の管理者、景観整備機構などが、良好な景観の形成のために必要な協議を行うために組織するもので、必要に応じて観光や商業、農林漁業などの団体や住民等の参加を求めることができます。

「景観協定」とは、一団の土地の所有者及び借地権者全員の合意のもとに、景観に関する事項を一体的に定める協定のことです。建築物の形態意匠に関する基準や、樹林地等の保全または緑化に関することなどのほか、家の前の花づくりのルールやまちの清掃等に関することまで幅広く定めることができます。